会津若松市

http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2015051100010/

臨時福祉給付金（平成27年度）についてお知らせします

2015年7月21日

消費税率引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、所得が低い方々に対して、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」（平成27年度）を支給します。

支給対象者

平成27年度分の市民税（均等割）が課税されない方

※ただし、住民税が課税されている方に、税法上の扶養にとられている場合や、生活保護制度の被保護者である場合などは対象となりません。

【住民税が課税されない所得水準の目安（会津若松市における非課税限度額）】
※ご自身の給与や年金の収入が次の表1・表2の非課税限度額以上の場合には、基本的に住民税が課税されています。

給与所得者（表1）

区分	非課税限度額（給与収入ベース）
単身	93万円
夫婦	137．8万円
夫婦子1人	168．3万円
夫婦子2人	209．9万円

公的年金等受給者（表2）

区分		非課税限度額（年金収入ベース）
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦	65歳以上	192．8万円
	65歳未満	147万円

支給額

支給対象者1人につき 6，000円

※今年度の臨時福祉給付金では、加算措置はありません。

申請期間

平成27年8月3日（月）～平成27年11月30日（月）

※郵送の場合は、平成27年11月30日の消印有効とします。

申請方法及び提出書類

（1）申請方法

対象と思われる方には、臨時福祉給付金の申請書を、7月末に郵送します。申請書の必要事項を記入の上、以下の提出書類を添付して提出してください。

※同封の「記入例」を参考に記入してください。

(2)提出書類

必ず添付が必要なもの

「本人確認書類」

本人確認書類は、支給対象者全員分が必要です。代理申請の場合は、代理人の本人確認書類も添付してください。

※本人確認書類の例…顔写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券(パスポート)等の写し
※外国人の方の場合は、在留カード、特別永住者証明書等の写しとなります。

一部の方は添付が必要になるもの

「口座確認書類」

口座確認書類は、申請書の4. 受取方法で、C「指定の金融機関口座への振込みを希望」を選択した場合のみ提出が必要です。振込先として希望した口座の、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる、通帳かキャッシュカードの写しを添付してください。

「扶養者の平成27年度分の納税証明書(いわゆる非課税証明書)」

個人で申請される方で、申請者を扶養している方が会津若松市以外の市町村にお住まいの場合、その扶養者の方の平成27年度分の納税証明書(いわゆる非課税証明書)を添付してください。

(3)申請先

郵送の場合は、同封した返信用封筒をお使いください。また、市役所の窓口でも受け付けております。

郵送先…「会津若松市役所地域福祉課 (〒965－8601 会津若松市東栄町3番46号)」

窓口…「臨時福祉給付金申請・相談窓口 (会津若松市役所 栄町第2庁舎 1階)」

※窓口の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、8月3日(月)～8月11日(火)は午後7時まで延長します。

給付金の受取方法

給付金の受取方法は、原則、口座振込みです。給付金の支給は平成27年10月以降を予定しています。

※金融機関に口座をもっていない方や、金融機関から著しく離れた場所にお住まいの方など、振込みによる支給が困難な場合に限り、現金による支給も行います。支給は、平成27年11月以降を予定しています。なお、別途文書で指定する日時に窓口(市役所栄町第2庁舎)にお越しいただく必要があります。
※通常、支給までは、申請書を受理してから6週間程度かかりますのでご了承ください。

配偶者からの暴力を理由に避難している方について

配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により、基準日(平成27年1月1日)時点で住民票を移すことができていない方で、一定の要件を満たす方は、現在お住まいの市区町村に申し出ていただくことにより、次のような措置を受けることができます。

申出の手続き後は、配偶者等から、申出を行った方の臨時福祉給付金の代理申請はできなくなります。

住民票がある市区町村ではなく、現在お住まいの市区町村に臨時福祉給付金の支給申

請を行うことができます。

※申出を行った際に、すでに配偶者等が代理申請を行っている場合は、上記の措置を受けることができない場合があります。
※臨時福祉給付金の支給申請の手続きは、申出の手続きとは別に行う必要があります。

詳しくは、現在お住まいの市区町村の臨時福祉給付金担当課へお問い合わせください。

留意事項

臨時福祉給付金は、平成27年1月1日時点で住民票がある市区町村から支給されます。
※いずれの市区町村にも住民票がない方については、平成27年1月2日以降であっても、会津若松市で住民登録の手続きを行えば、会津若松市で申請を行うことができます。
※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに会津若松市にお住まいの方についても、会津若松市から臨時福祉給付金が支給される場合がありますのでご相談ください。

平成27年度は、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」のそれぞれの支給要件を満たす方であれば、どちらの給付金も受給できます。

申請期間や申請方法は各市区町村により異なりますので、平成27年1月1日時点で住民票があった市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

よくある質問（Q＆A）

Q. 基準日（平成27年1月1日）に生まれた子どもは支給対象者にならないのですか。

A. 支給要件を満たせば、支給対象者になります。

Q. 基準日より後に生まれた子どもや、基準日以降に亡くなった方は支給対象者にならないのですか。

A. 基準日より後に生まれたお子さんは、支給対象者になりません。また、基準日以降、支給決定がされる前に亡くなった方も支給対象者になりません。

Q. 支給対象者に外国人は含まれますか。

A. 支給要件を満たせば、外国人の方も支給対象者に含まれます。ただし、支給が決定される日において、中長期在留者等である必要があります。

Q. 申請書の裏面に添付する写真付きの本人確認書類がない場合は、どうすればよいですか。

A. 顔写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券（パスポート）がない場合は、健康保険証、国民年金手帳、年金証書、顔写真付きでない住民基本台帳カード、住民票、印鑑登録証明書、介護保険証、身体障害者手帳等のうち1点の写しを添付してください。

臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

市区町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
市区町村や厚生労働省などが「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

関連情報・リンク

厚生労働省ホームページ「臨時福祉給付金」(外部サイト)

厚生労働省特設ホームページ「2つの給付金」(外部サイト)

厚生労働省ホームページ「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の振り込め詐欺等にご注意ください」(外部サイト)

厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル)　電話:0570－037－192 (平日の午前9時～午後6時　※8月1日～12月20日は土日祝日も含め毎日)

会津若松市「子育て世帯臨時特例給付金」ホームページ

お問い合わせ

【会津若松市の臨時福祉給付金申請に関するお問い合わせ】

会津若松市臨時福祉給付金専用コールセンター

電話:0242-23-4130

期間:平成27年8月3日(月)～平成27年11月30日(月)　※平日のみ

時間:午前8時30分～午後5時15分(ただし、8月と9月は午後7時まで延長)　※平日のみ

【臨時福祉給付金担当】

会津若松市役所　地域福祉課　臨時給付金グループ (栄町第2庁舎　1階)

電話:0242-39-1273

FAX:0242-23-4600

メール